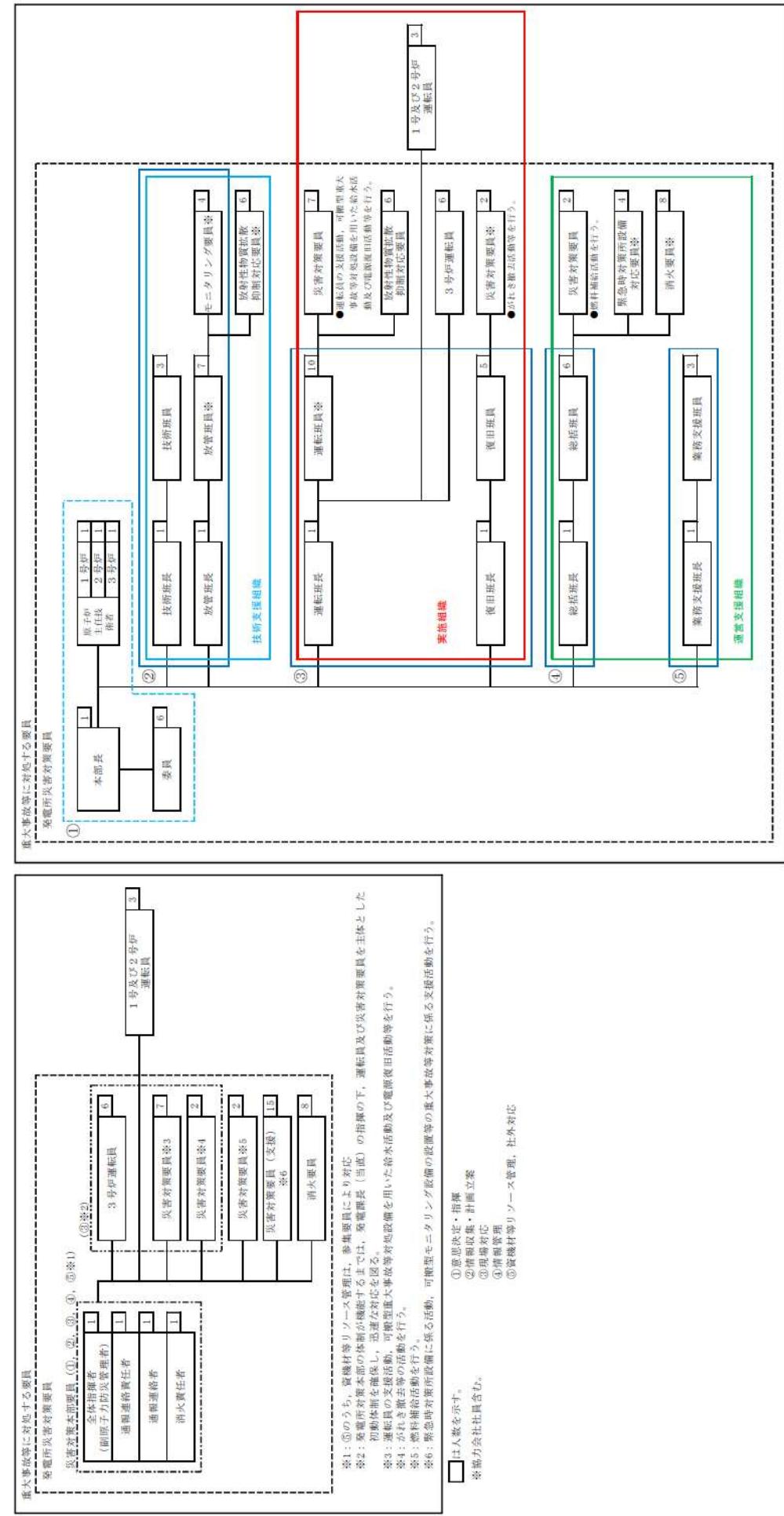
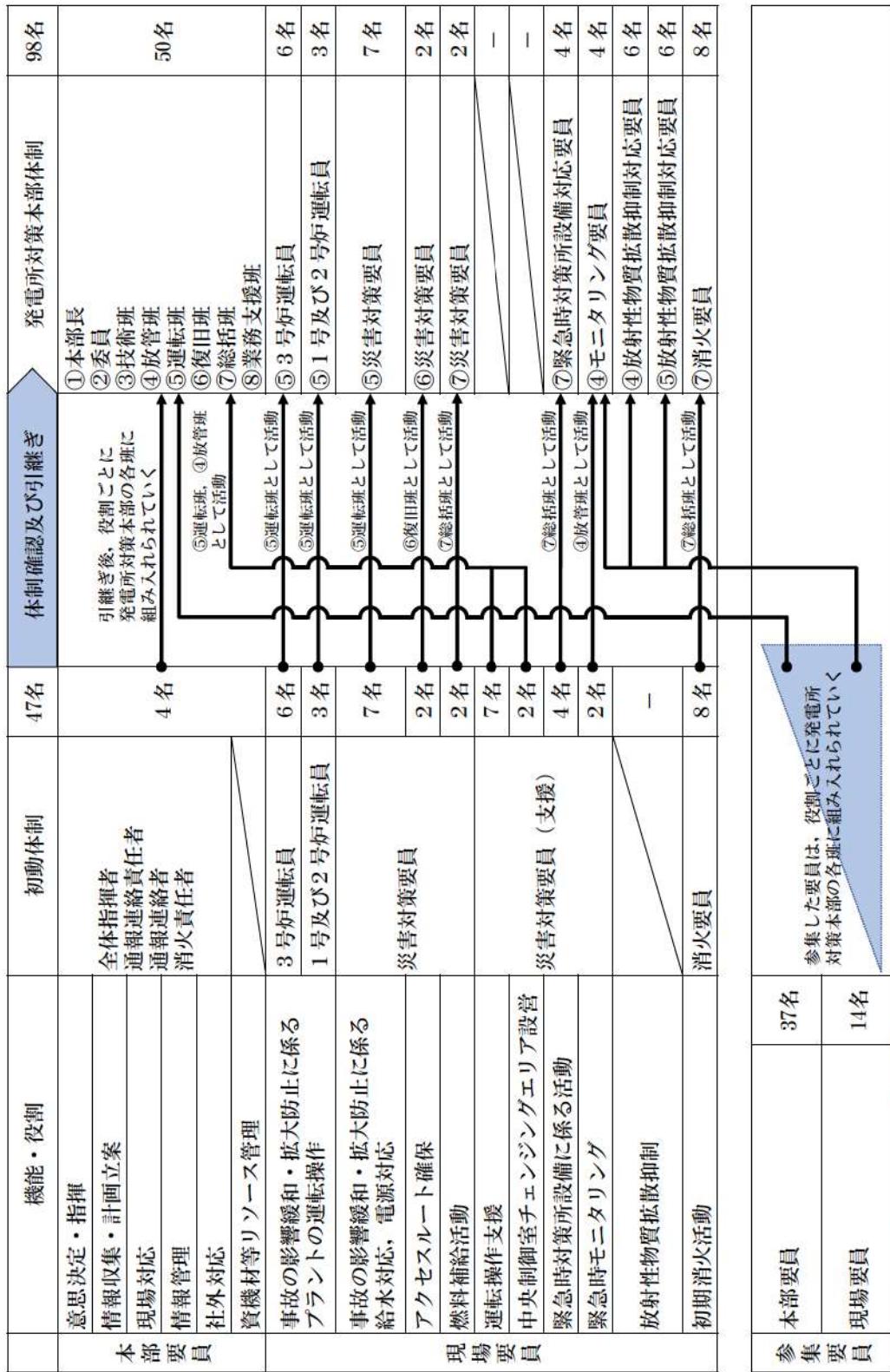


第2図 発電所対策本部体制（複数号炉同時発災発生時）

初動体制 (47名)



第3図 初動体制及び全体体制の構成

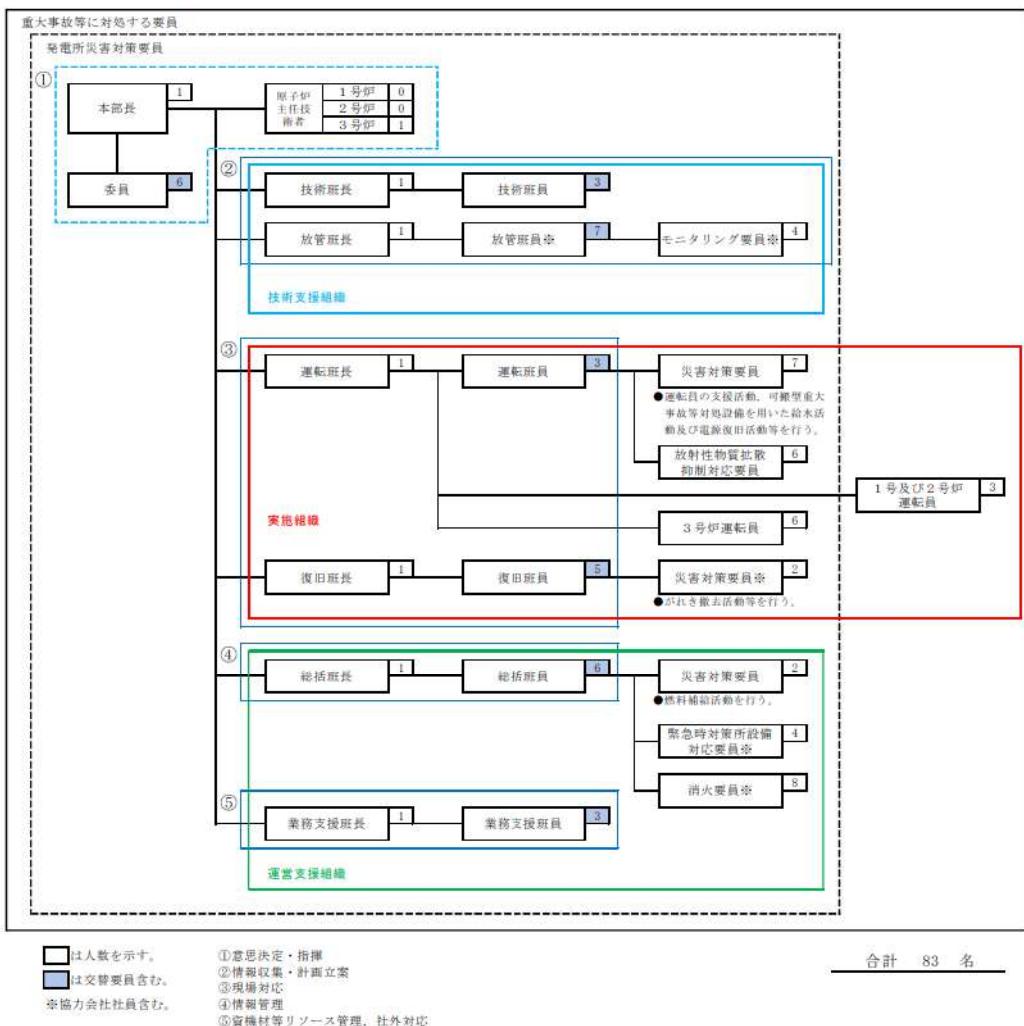


※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

第4図 初動体制から発電所対策本部への移行

第1表 各職位のミッション

職 位	ミッショ n
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定
発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言・助勢
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・他の班に属さない事項
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討
放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動



第5図 発電所対策本部体制（プルーム通過時）

第2表 大規模損壊対応に関する教育及び訓練一覧

技術的能力に係る 審査基準	大規模構造物に対する手段等		社内規程類 (手順)	対象者	主な活動内容	頻度	頻度設定の考え方	教育訓練項目	要求する力量	力量評価方法
	B-光てんボンブ(自 己冷却)と加圧器逃がし しポンプによる火災抑 止装置回復)	運転員			系統構成					
B-光てんボンブ(自 己冷却)と加圧器逃がし しポンプによる火災抑 止装置回復)	運転員	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	運転手と車両に係 る運転手との連絡等 による緊急停止操作 による緊急停止操作	運転員	運転手と車両に係 る運転手との連絡等 による緊急停止操作	※2 1回／年	一日一歩でルート(自己冷却)と加圧器逃がしポンプ(「蓄電池基準」)の1.4及び1.3に基づく重大事故等対策に係る力量と同じ	運転手と車両に係 る運転手との連絡等 による緊急停止操作	審査基準1.1及び1.3に基づく重大事故等対策に係る力量と同じ	審査基準1.1及び1.3に基づく重大事故等対策に係る力量と同じ
化学消防自動車による 煙火注水、SFP注水	運転員	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	水口への接続、ホース敷設	運転員	化学消防自動車の設置、連結送水	1回／年以上	化学消防自動車の設置、運送員が行う系統構成による重大事故等対策における緊急停止操作による緊急停止操作	化学消防自動車による緊急停止操作による緊急停止操作	操作手順に基づき、化学消防自動車の設置位置等の知識(操作手順を理解できること)	操作手順に基づき、化学消防自動車の設置位置等の知識(操作手順を理解できること)
使用済燃料ビットへのスプレ イ	運転員	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	可燃型大型送水ポンプ車の設置	運転員	可燃型大型送水ポンプ車の設置	※2 1回／年	審査基準1.1に基づく重大事故等対策に係る力量と同じ	可燃型大型送水ポンプ車及びSFPスプレーによる教育訓練	審査基準1.1に基づく重大事故等対策に係る力量と同じ	操作手順に基づき、化学消防自動車の設置位置等の知識(操作手順を理解できること)
化学消防自動車による SFPスプレー	運転員	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	可燃型ホースの敷設	運転員	可燃型ホースの敷設	1回／年以上	化学消防自動車の設置及びSFPスプレーによる教育訓練により習熟できる。このため、消防ホース敷設ルートや化学消防自動車の設置位置等の教官全体を理解するための教育訓練の中心に、可燃型ホースの接続	可燃型大型送水ポンプ車の設置による教育訓練	操作手順に基づき、化学消防自動車の設置位置等の知識(操作手順を理解できること)	操作手順に基づき、化学消防自動車の設置位置等の知識(操作手順を理解できること)
2. 大規模な自然災 害又は故意による大 型航空機による要 求事項	運転員	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	可燃型ホースの敷設 接続、ホース接続	運転員	可燃型大型送水ポンプ車の設置	1回／年以上 (教育)	可燃型大型送水ポンプ車による教育訓練により習熟できる。このため、ホース接続による教育訓練を行うことから、このための教育訓練のみ1回／年以上の頻度で実施する。	可燃型大型送水ポンプ車の設置による教育訓練	操作手順に基づき、可燃型大型送水ポンプ車による教育訓練	操作手順に基づき、可燃型大型送水ポンプ車による教育訓練
代踏所内電気設備による 火災抑止手段等による 手対応	運転員	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	可燃型大型送水ポンプ車の設置、起動	運転員	可燃型大型送水ポンプ車の設置、起動	1回／年以上	水素爆発抑制装置のためのイグナイヤー等による教育訓練により習熟する代踏所内電気設備に対する教育訓練により習熟する。このため、ホース接続による教育訓練を行うことから、このための教育訓練のみ1回／年以上の頻度で実施する。	水素爆発抑制装置のためのイグナイヤー等による教育訓練による教育訓練により習熟する代踏所内電気設備に対する教育訓練により習熟する。	操作手順に基づき、代踏所内電気設備の接続の知識(操作手順を理解していること)	操作手順に基づき、代踏所内電気設備の接続の知識(操作手順を理解していること)
補機の運転記動操作 (C/C, M/Cでの起動操 作)	運転員	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	大規模構造物に対する手段等による 火災抑止手段等による 手対応	運転員	大規模構造物に対する手段等による 火災抑止手段等による 手対応	1回／年以上	大規模構造物に対する手段等による 火災抑止手段等による 手対応	C/C, M/Cからの補機起動(機械) 機械	操作手順に基づき、C/C, M/Cからの補機起動(機械) 機械	各操作手順に基づき、C/C, M/Cからの補機起動(機械) 機械
通常の指揮命令系統が不 適切なことを想定した 指揮者等の対応	指揮者等(全休 育休者、通勤運送 勤務責任者、通勤運 送勤務者等)	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	指揮者等による 火災抑止手段等による 手対応	指揮者等(全休 育休者、通勤運送 勤務責任者、通勤運 送勤務者等)	指揮者等による 火災抑止手段等による 手対応	1回／年以上	大規模構造物発生時ににおける防災組織の指揮命令系統が機能しない場合の対応に關する知識(指揮命令系統が経営職(※3)及び安全部長による指揮を立てる立場で危機管理に対する意識等)を理解する。このため、ケーブル敷設訓練による教育訓練による教育訓練を行うことから、このための教育訓練により実施する。	大規模構造物発生時ににおける防災組織の指揮命令系統が機能しない場合の対応に關する知識(指揮命令系統が経営職(※3)及び安全部長による指揮を立てる立場で危機管理に対する意識等)を理解する。このため、ケーブル敷設訓練による教育訓練を行うことから、このための教育訓練により実施する。	指揮者等による防災組織の指揮命令系統が機能しない場合の対応に關する知識(指揮命令系統が経営職(※3)及び安全部長による指揮を立てる立場で危機管理に対する意識等)を理解する。このため、ケーブル敷設訓練による教育訓練を行うことから、このための教育訓練により実施する。	指揮者等による防災組織の指揮命令系統が機能しない場合の対応に關する知識(指揮命令系統が経営職(※3)及び安全部長による指揮を立てる立場で危機管理に対する意識等)を理解する。このため、ケーブル敷設訓練による教育訓練を行うことから、このための教育訓練により実施する。
大規模構造物を想定した プラント状態に対する 火災抑止手段等による 手対応	指揮者等(全休 育休者、通勤運 送勤務責任者、通勤運 送勤務者等)	重大事故等による 火災対策要員 応急部隊	指揮者等による 火災抑止手段等による 手対応	指揮者等(全休 育休者、通勤運 送勤務責任者、通勤運 送勤務者等)	指揮者等による 火災抑止手段等による 手対応	1回／年以上	1回／年以上の頻度で実施する。このため、指揮者等による教育訓練による教育訓練により実施する。	1回／年以上の頻度で実施する。このため、指揮者等による教育訓練による教育訓練により実施する。	指揮者等による教育訓練による教育訓練により実施する。	指揮者等による教育訓練による教育訓練により実施する。

※1：協力会員等対策に係る教育及び訓練で対応する。

※2：重大事故等による火災の発生時に、後方の指揮等により対応する。

※3：経営層とは、管理内閣、経営層の内閣、経営層等は、今後の検討等により変更となる可能性がある。

※：教育及び訓練の内容、頻度等は、今後の対応等を行うことを確認する。

技術的能力 1.0 と技術的能力 2.1 の体制整備に関する考え方の相違点について（1/2）

項目	技術的能力 1.0	技術的能力 2.1
体制の整備 (要員の配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施できる体制を整備 ・実施組織について、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備 ・発電所対策本部における指揮命令系統の明確化 	<p>重大事故等に対処するための体制を基本とし、さらに以下の事項等を考慮することで体制の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合には、要員参集までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する発電所災害対策要員により、参集要員が参集するまでの当面の間は、事故対応が行えるよう体制を整備 ・中央制御室（運転員を含む。）が機能しない場合においても、重大事故等に対処する要員にて対応が可能な体制を整備
教育及び訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等に対処する要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施 ・複数の教育訓練項目で手順の類似がない項目については、教育訓練を年2回以上実施 ・重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育の計画的に実施 ・悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）、照明機能低下等）を想定した事故時対応訓練の実施 	<p>重大事故等対策にて実施する訓練及び教育を基本とし、さらに以下の事項等を考慮することで教育及び訓練の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時に応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練の実施 ・発電所災害対策要員が流動性を持って柔軟に対応できるよう教育及び訓練を計画的に実施 ・原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対し、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練の実施 ・大規模損壊発生時に応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練を継続的に実施
手順	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力 1.1 から 1.19 で整備した手順等により、炉心損傷防止、原子炉格納容器破損防止等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力 1.2 から 1.14 で整備した手順に加え、大規模損壊への対応で整備した手順等により、炉心損傷緩和、原子炉格納容器破損緩和等に対応

技術的能力 1.0 と技術的能力 2.1 の体制整備に関する考え方の相違点について（2/2）

項目	技術的能力 1.0	技術的能力 2.1
本店対策本部体制	・発電所への本店の支援体制として本店対策本部の設置	・大規模損壊発生時の本店の支援体制は、技術的能力 1.0 と同様
外部支援	・プラントメーカー及び協力会社から重大事故発生後の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣等、必要な支援が受けられる体制を整備 ・原子力事業所災害対策支援拠点の整備	・技術的能力 1.0 での原子力災害発生時における外部支援体制と同様 ・技術的能力 1.0 と同様に、発電所において原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合に、原子力事業所災害対策支援拠点を整備
可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート	・想定される 14 事象の自然現象及び 7 事象の人為事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして地震を考慮	・保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び故意による大型航空機の衝突を考慮
配備する資機材	・事故発生後から 7 日間は、外部からの支援がなくても継続した事故対応が維持できるよう必要数量を発電所内に確保	・配備する資機材については、大規模損壊発生時における活動を考慮しても対応要員数等から技術的能力 1.0 で整備する数量で対応可能 ・保管場所についても分散していることから技術的能力 1.0 での整備事項と同等

大規模損壊の発生に備えて配備する資機材について

大規模損壊発生時に想定される以下の a. ~ d. の環境下等において、運転員、災害対策要員等が事故対応を行うために必要な資機材を第1表に示すとおり配備する。

e. の資機材については、緊急時対策所及び中央制御室等において必要数を配備することとしており、詳細を第2表に示す。

f. の資機材については、詳細を第3表に、g. の資機材については、詳細を第4表に示す。

- a. 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。
- b. 地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材及び消火設備を配備する。
- c. 炉心損傷及び原子炉格納容器破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。
- d. 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。
- e. 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。
- f. 大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。

また、通常の通信連絡設備（自主対策設備）が使用不能な場合を想定した通信連絡設備（重大事故等対処設備）として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を配備する。

- g. 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。

第1表 重大事故等及び大規模損壊の発生に備えた資機材リスト

品目	保管場所	規程類※2
a. 全交流動力電源喪失発生時の環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材		
ヘッドライト	中央制御室 緊急時対策所指揮所	原子力災害対策要領 重大事故等および大規模損壊対応要領
懐中電灯	中央制御室	
ワークライト	中央制御室 緊急時対策所指揮所	
b. 大規模火災発生時に消火活動を実施するために着用する防護具及び消火薬剤等の資機材		
防火服	51m倉庫・車庫 3号炉出入管理室 1号及び2号炉出入管理室 3号炉応急医療前室横	原子力災害対策要領 重大事故等および大規模損壊対応要領
耐熱服	51m倉庫・車庫	
自給式呼吸器 ^{※1}	51m倉庫・車庫 3号炉出入管理室 1号及び2号炉出入管理室 緊急時対策所待機所 3号炉中央制御室 1号及び2号炉中央制御室 総合管理事務所	
泡消火薬剤	51m倉庫・車庫 T.P.31m以上の構内保管場所	
c. 高線量の環境下で事故対応するために着用するマスク及び線量計等の資機材		
第2表に記載		原子力災害対策要領 重大事故等および大規模損壊対応要領
d. 化学薬品等が流失した場合に事故対応するために着用するマスク及び長靴等の資機材		
胴付長靴	中央制御室	原子力災害対策要領 重大事故等および大規模損壊対応要領
化学保護具（ガス吸収缶含む）	緊急時対策所待機所	
保護手袋	3号炉中央制御室	
保護長靴	1号及び2号炉中央制御室	
防毒マスク	総合管理事務所	
保護メガネ	3号炉出入管理建屋 1号及び2号炉管理事務所	

※1：大規模火災が発生する環境で必要な資機材のうち、自給式呼吸器は、高線量下での環境で対応するための資機材及び化学薬品が流出するような環境で対応するための資機材を兼ねる。

※2：記載する社内規程類については今後の運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材 (1/8)

(1) 緊急時対策所に保管する放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材等

a. 防護具

品名	保管数		考え方	
	緊急時対策所			
	指揮所	待機所		
タイベック	450着	600着	指揮所：42名※1×1.5倍×7日 待機所：57名※2×1.5倍×7日	
帽子	450個	600個	指揮所：42名※1×1.5倍×7日 待機所：57名※2×1.5倍×7日	
靴下	450足	600足	指揮所：42名※1×1.5倍×7日 待機所：57名※2×1.5倍×7日	
綿手袋	450双	600双	指揮所：42名※1×1.5倍×7日 待機所：57名※2×1.5倍×7日	
ゴム手袋（2重）	900双	1,200双	指揮所：42名※1×2倍×1.5倍×7日 待機所：57名※2×2倍×1.5倍×7日	
全面マスク	450個	600個	指揮所：42名※1×1.5倍×7日 待機所：57名※2×1.5倍×7日	
電動ファン付きマスク	—	8個	待機所：6名※3+余裕	
全面マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	900個	1,200個	指揮所：42名※1×2個×1.5倍×7日 待機所：57名※2×2個×1.5倍×7日	
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ（1個/セット）	—	8個	待機所：6名※3+余裕	
アノラック	250着	590着	指揮所：23名※4×1.5倍×7日 待機所：56名※5×1.5倍×7日	
長靴	180足	440足	指揮所：23名※4×1.1倍×7日 待機所：56名※5×1.1倍×7日	
オーバーシューズ（靴カバー）	450足	600足	指揮所：42名※1×1.5倍×7日 待機所：57名※2×1.5倍×7日	
自給式呼吸器	—	8台	待機所：8名※6	
圧縮酸素形循環式呼吸器	3台	6台	指揮所：23名※4の10%分 待機所：56名※5の10%分	
タンクステンベスト	—	20着	待機所：8名※7×2セット+余裕	

※1：本部要員（39名）+現場要員（2名）+余裕

※2：本部要員（11名）+現場要員（37名）+3号炉運転員（6名）+余裕

※3：総括班員（2名）+放管班員（4名）

※4：指揮所の最大収容人数（60名）-本部要員（37名）

※5：待機所の最大収容人数（60名）-本部要員（4名）

※6：災害対策要員（支援）（6名）+参集要員（2名）

※7：現場指揮者（1名）+放管班員（1名）+作業要員（3名）×2班

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材（2/8）

b. 計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名		保管数		考え方	
		緊急時対策所			
		指揮所	待機所		
個人線量計	ポケット線量計	70台	70台	60名/建屋×1.1倍＋余裕	
	ガラスバッジ	70台	70台	60名/建屋×1.1倍＋余裕	
GM汚染サーベイメータ		4台	6台	指揮所：エンジニアリングエリア3台（汚染検査を行う放管班員2名分＋余裕）+指揮所内1台 待機所：エンジニアリングエリア3台（汚染検査を行う放管班員2名分＋余裕）+待機所内及び屋外3台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分）	
電離箱サーベイメータ		3台	7台	指揮所：エンジニアリングエリア2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+指揮所内1台 待機所：エンジニアリングエリア2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+待機所内及び屋外5台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕）	
可搬型エリアモニタ		2台	2台	指揮所：1台+予備1台 待機所：1台+予備1台	

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材 (3/8)

c. チェンジングエリア用資機材

品名	保管数		考え方	
	緊急時対策所			
	指揮所	待機所		
養生シート	3巻※1	3巻※1		
バリア	3個※2	3個※2		
フェンス	1個※3	1個※3		
粘着マット	10枚	10枚		
靴箱	1台	1台		
回収箱	9個	9個		
透明ロール袋(大)	10巻	10巻		
養生テープ	20巻	20巻		
作業用テープ	10巻	10巻		
ウエス	1箱	1箱		
ウェットティッシュ	145個	145個		
はさみ	2本	2本		
カッター	2本	2本		
マジック	3本	3本		
除染エリア用ハウス	1個※4	1個※4		
簡易シャワー	1個※5	1個※5		
ポリタンク	1個※6	1個※6		
トレイ	1個	1個		
バケツ	1個	1個		
可搬型照明	2台 (予備1台)	2台 (予備1台)	チェンジングエリア設営及び 補修に必要な数量	

※1：仕様 1,800mm×30m/巻（透明・ピンク・黄）

※2：仕様 600mm (750mm, 900mm) ×100mm×150mm/個（アルミ製）

※3：仕様 600mm×900mm/個（アルミ製）

※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個（据付型、不燃シート製）

※5：仕様 タンク容量 7.5 リットル（手動ポンプ式）

※6：仕様 タンク容量 20 リットル（ポリタンク）

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材 (4/8)

d. 食料等

品名		保管数		考え方	
		緊急時対策所			
		指揮所	待機所		
食料等	食料	1,260食	1,260食	60名/建屋×3食×7日	
	飲料水	840L	840L	60名/建屋×0.5L/本×4本×7日	
簡易トイレ		1式	1式	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する 必要がないように、簡易トイレを配備する。	
安定よう素剤		1,000錠	1,000錠	60名/建屋×2錠/人/日×7日+余裕	

e. その他資機材

品名		保管数		考え方	
		緊急時対策所			
		指揮所	待機所		
酸素濃度・二酸化炭素濃度計		2台	2台	指揮所：1台+予備1台 待機所：1台+予備1台	
可搬型照明		4台	4台	指揮所：4台 待機所：4台	
一般テレビ（回線、機器）		1式	—	報道や気象情報等入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	
社内パソコン（回線、機器）		1式	—	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材 (5/8)

(2) 緊急時対策所指揮所に配備する原子力災害対策活動で使用する主な資料

資料名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地図 (1/50,000)
2. 発電所周辺航空写真パネル
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各号炉)
7. 原子炉設置許可申請書 (各号炉)
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各号炉)
10. プラント主要設備概要 (各号炉)
11. 総合インターロック線図 (各号炉)
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画
13. 運転要領緊急処置編
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領 (各対応手順含む)

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材 (6/8)

(3) 中央制御室に保管する放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材等

a. 防護具

品名	保管数	考え方
タイベック	50着	21名※1×1.5倍+余裕
帽子	50個	21名※1×1.5倍+余裕
靴下	50足	21名※1×1.5倍+余裕
綿手袋	50双	21名※1×1.5倍+余裕
ゴム手袋(2重)	100双	21名※1×1.5倍×2倍+余裕
全面マスク	100個	21名※1×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍+余裕
電動ファン付きマスク	10個	8名※2+余裕
全面マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	200個	21名※1×2個×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍+余裕
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ(1個/セット)	10個	8名※2+余裕
アノラック	50着	21名※1×1.5倍+余裕
長靴	30足	21名※1+余裕
オーバーシューズ(靴カバー)	50足	21名※1×1.5倍+余裕
自給式呼吸器	15台	15名※3

※1：運転員(6名)+災害対策要員(7名)+災害対策要員(支援)(2名)+運転員(交替要員)(6名)

※2：運転員(6名)+放管班員(2名)

※3：運転員(6名)+災害対策要員(7名)+災害対策要員(支援)(2名)

b. 計測器(被ばく管理、汚染管理)

品名	保管数	考え方
個人線量計	ポケット線量計	31名×1.5倍
	ガラスバッジ	31名×1.5倍
GM汚染サーベイメータ	3台	チェンジングエリア1台(汚染検査を行う放管班員1名分)+中央制御室内1台(中央制御室内の汚染検査1台)+余裕
電離箱サーベイメータ	3台	チェンジングエリア1台(チェンジングエリア内のモニタリング1台)+中央制御室内1台(中央制御室内のモニタリング1台)+余裕

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材 (7/8)

c. チェンジングエリア用資機材

品名	保管数	考え方
グリーンハウス	2個	
グリーンハウス専用フレーム	1式	
養生シート	9巻 ^{※1}	
バリア	9枚 ^{※2}	
養生テープ	20巻	
作業用テープ	5巻	
透明ロール袋(大)	10巻	
粘着マット	10枚	
ウエス	1箱	
ウェットティッシュ	62個	
回収箱	9個	
はさみ	2本	
カッター	2本	
マジック	2本	
フェンス	10個 ^{※3}	
除染エリア用ハウス	1式 ^{※4}	
簡易シャワー	1個 ^{※5}	
ポリタンク	1個 ^{※6}	
トレイ	1個	
バケツ	1個	
可搬型照明(SA)	2台 (予備1台)	チェンジングエリア設営及び 補修に必要な数量

※1：仕様 1,800mm×30m/巻（透明・ピンク・黄）

※2：仕様 600mm(750mm, 900mm)/個（アルミ製）

※3：仕様 600mm(1,200mm)×900mm/個（アルミ製）

※4：仕様 1,200mm×1,200mm×1,900mm/式（折りたたみ式、ポリエステル製）

※5：仕様 タンク容量 7.5 リットル（手動ポンプ式）

※6：仕様 タンク容量 20 リットル（ポリタンク）

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための
防護具、線量計及び食料等の資機材 (8/8)

d. 食料等

品名		保管数 ^{※1}	考え方
食料等	食料	126食	6名 ^{※2} ×3食×7日
	飲料水	84L	6名 ^{※2} ×0.5L/本×4本×7日
安定よう素剤		1,000錠	6名 ^{※2} ×2錠/人/日×7日+余裕

※1：今後、訓練等で見直しを行う

※2：運転員（6名）

e. その他資機材

品名	保管数 ^{※1}	考え方
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	3台	1台+故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2台
可搬型照明（SA）	4個	3個+故障時の予備1個
可搬型照明（懐中電灯）	12個	運転員6名分+予備6個
可搬型照明（ヘッドライト）	12個	運転員6名分+予備6個
可搬型照明（ワークライト）	10個	運転員6名分+予備4個

※1：今後、訓練等で見直しを行う

第3表 通信連絡設備の確保 (1/2)

通信種別	主要設備		通信連絡の場所
通信連絡設備 (発電所内)	運転指令設備（警報装置を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－中央制御室 ・緊急時対策所待機所－中央制御室 ・緊急時対策所指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策所待機所－現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策所待機所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所 －緊急時対策所待機所
	無線連絡設備		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－中央制御室 ・緊急時対策所指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）
	携行型通話装置 ^{※1}		<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所－現場（屋内）^{※2}
	移動無線設備	移動無線設備（固定型）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－現場（屋外）
		移動無線設備（車載型）	
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間） ^{※1}		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所 －緊急時対策所待機所
インターフォン ^{※1}			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所 －緊急時対策所待機所
通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外)	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－中央制御室 ・緊急時対策所待機所－中央制御室 ・緊急時対策所指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策所待機所－現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策所待機所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所 －緊急時対策所待機所
		保安電話（FAX）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－中央制御室
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－中央制御室 ・緊急時対策所指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）
		衛星電話設備（携帯型） ^{※1}	

※1：重大事故等対処設備

※2：大型航空機の衝突による中央制御室の機能喪失時は、緊急時対策所と現場（屋内）まで通話装置用ケーブルを直引きして通信連絡を行う。通話装置用ケーブルは発電所構内に5km分以上を配備する。なお、携行型通話装置の最大通話可能距離は約10kmであるため、発電所内において想定される通話範囲を十分にカバーできる。

第3表 通信連絡設備の確保 (2/2)

通信種別	主要設備		通信連絡の場所	
通信連絡設備 (発電所外)	加入電話設備 加入電話機 加入 FAX		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－発電所外 	
	携帯電話			
	電力保安通信用 電話設備	衛星保安電話		
		専用電話	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室－発電所外 	
	専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）		
	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）※1	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所－発電所外 	
	統合原子力防災ネット ワークを用いた通信連 絡設備	テレビ会議システム※1 IP電話※1 IP-FAX※1		
社内テレビ会議システム				
データ伝送設備 (発電所内)	データ表示端末※1		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所 	
	データ収集計算機※1		<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補助建屋 	
データ伝送設備 (発電所外)	ERSS 伝送サーバ※1		・原子炉補助建屋－発電所外	

※1：重大事故等対処設備

第4表 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材

品目	保管場所	保管数※1	規程類※2
治具	原子炉補助建屋	1個	重大事故等および大規模損壊対応要領
大規模損壊対応用水素濃度盤	周辺補機棟	1個	重大事故等および大規模損壊対応要領
変圧器車2次側（低圧）用ケーブル	大規模損壊対応用変圧器車内	3台	重大事故等および大規模損壊対応要領
可搬ケーブル	周辺補機棟	19台	重大事故等および大規模損壊対応要領

※1：今後、訓練等で見直しを行う可能性がある。

※2：記載する社内規程類については今後の運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊での対応状況

外部からの衝撃による損傷防止	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	<p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないのでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>
「外部からの衝撃による損傷の防止」の大規模損壊での対応状況	<p>添付資料2.1.1 第3表参照。</p>

外部からの衝撃による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
<p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺における想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわなければならない。</p> <p>3 安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部から、の衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>

「外部からの衝撃による損傷の防止」の大規模損壊での対応状況

本文2.1.2.1(2)参照。

火災による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	<p>火災による損傷の防止</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>第十一条 設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 火災の発生を防止するため、次の措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。 <p>口 安全施設（設置許可基準規則第二条第二項第八号に規定する安全施設をいう。以下同じ。）には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 安全施設に使用する材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」といいう。）である場合</p> <p>(2) 安全施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、安全施設における火災に起因して他の安全施設において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合</p> <p>ハ 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。</p>

火災による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
	<p>二 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備にあっては、水素の燃焼が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう施設すること。</p> <p>ホ 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によつて、発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。</p> <p>二 火災の感知及び消火のため、次に掲げるとところにより、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び早期に消火を行う設備（以下「消火設備」という。）を施設すること。</p> <p>イ 火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その機能が損なわれるがないこと。</p> <p>ロ 消火設備にあっては、その損壊、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性が損なわれることがないこと。</p> <p>三 火災の影響を軽減するため、耐火性能を有する壁の設置その他の延焼を防止するための措置その他の発電用原子炉施設の火災により発電用原子炉を停止する機能が損なわれることがないようにするための措置を講ずること。</p>

<p>火災による損傷の防止</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>火災による損傷の防止</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p>
<p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するため必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>第五十二条 重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 火災の発生を防止するため、次の措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。 ロ 重大事故等対処施設には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 重大事故等対処施設に使用する材料が、代替材料である場合 (2) 重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、重大事故等対処施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合 ハ 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。

		火災による損傷の防止
美用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則		実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
		<p>二 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備においては、水素の燃焼が起きた場合においても重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう施設すること。</p> <p>ホ 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。</p> <p>二 火災の感知及び消火のため、火災と同時に発生すると想定される自然現象により、火災感知設備及び消火設備の機能が損なわれるこがないように施設すること。</p>

火災による損傷の防止のうち「影響の軽減」の大規模損壊での対応状況

本文2.1.2.1(3) b. (a)イ参照。

溢水による損傷の防止等	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	第十二条 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。
「溢水による損傷の防止等」（内部溢水）の大規模損壊での対応状況	
津波のシナリオにおいて、建屋地下階が浸水するシナリオを想定していることから、津波のシナリオに代表できる。	
2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
設計基準対象施設に対する要求であり、大規模損壊では対象外である。	

安全施設	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
第十二条	5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならない。	4 設計基準対象施設に属する設備であって、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。

「安全施設及び設計基準対象施設の機能」（内部飛来物）の大規模損壊での対応状況

飛来物衝突影響については、大型航空機の衝突のシナリオに代表できる。

大規模損壊発生時における放射線防護に係る対応について

大規模損壊発生時、作業者は、個人線量計を着用し、緊急作業従事者は緊急作業に係る線量限度（100mSv 又は 250mSv），緊急作業従事者でない者は通常の線量限度（50mSv/年，100mSv/5年）を超えないように確認を行う。また、放射性物質の放出後、放射性物質濃度の高い場所で作業を行う場合は、全面マスク等の放射線防護具を着用する。

なお、プラントの状況把握の困難な大規模損壊初動対応においては、放管班長、夜間及び休日の場合は全体指揮者又は発電課長（当直）が、プラント状況（炉心損傷の可能性、原子炉格納容器の破損、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の損傷及び使用済燃料ピットからの漏えいの有無等）を考慮し、大気に放出された放射性物質が大規模損壊対応に影響を与える可能性がある場合、放射線防護具類の着用を指示する。

以下に、大規模損壊対応及び消火活動対応に必要な装備品について整理する。

1. 大規模損壊発生時に着用する装備品について

大規模損壊対応時に着用する装備品として、第1表にプラント対応時の装備品、第2表に火災対応時の装備品を示す。また、第3表に緊急作業に係る線量限度を示す。

第1表 プラント対応時の装備品

名 称	着用基準	屋内	屋外
個人線量計（ガラスバッジ）	現場作業を行っていない間も必ず着用	○	○
個人線量計（ポケット線量計）	被ばくのおそれがある場合	○	○
綿手袋	身体汚染のおそれがある場合	○	○
汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等	身体汚染のおそれがある場合	△	○
アノラック・汚染作業用長靴（胴長靴※1）	身体汚染のおそれがある場合 (湿潤作業)	□	-
高線量対応防護服 (タンクステンベスト)	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合	-※2	-※2
全面マスク	身体汚染のおそれがある場合 (内部被ばく防止)	○※3	○※3
電動ファン付きマスク			
自給式呼吸器	酸欠等のおそれがある場合に着用		

○：必ず着用 △：緊急を要する作業以外は着用 -：着用不要

□：管理区域内で内部溢水が起こっている場所へのアクセス時にのみ着用

※1：溢水水位が高い場合

※2：高線量対応防護服（タンクステンベスト）は、重量があることから、移動を伴う作業においては作業時間の増加に伴い被ばく線量が増加するため、原則着用しない。

※3：全面マスク、電動ファン付きマスク、自給式呼吸器については、現場の状況に応じいずれかを着用する。

第2表 火災対応時の装備品

名 称	着用基準	屋内	屋外
個人線量計（ガラスバッジ）	現場作業を行っていない間も必ず着用	○	○
個人線量計（ポケット線量計）	被ばくのおそれがある場合	○	○
全面マスク	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）又は建屋内等において煙により消火活動に影響がある場合	△※1	△※1
電動ファン付きマスク			
自給式呼吸器			
防火服	火災近くでの対応者は必ず着用	○	○

○：必ず着用 △：緊急を要する作業以外は着用

※1：全面マスク、電動ファン付きマスク、自給式呼吸器については、現場の状況に応じいずれかを着用する。

第3表 緊急作業に係る線量限度

緊急作業に係る線量限度	
実効線量	100mSv 又は 250mSv（緊急作業従事者に選定された者）
（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）	

2. 放射線防護具等の携行について

大規模損壊対応において、作業者は、各箇所に配備されている装備品一式を携行し、放管班長、夜間及び休日の場合は全体指揮者又は発電課長（当直）の指示により必要な放射線防護具の着用を行う。

なお、個人線量計については、被ばく管理のため必ず着用し、各対応を行う。

(1) 配備箇所

- ・中央制御室
- ・緊急時対策所指揮所
- ・緊急時対策所待機所
- ・災害対策要員の待機場所

消火要員については、個別に個人線量計、自給式呼吸器を配備する。

(2) 携行品一式

- ・放射線防護具：汚染防護服（タイベック）、綿手袋、ゴム手袋、全面マスク、電動ファン付きマスク

3. 火災対応時の装備品について

大規模損壊時の消火活動の装備品については、51m倉庫・車庫又は出入管理室等に配備してある防火服及び自給式呼吸器等の必要な装備品を着用し消火対応を行う。

(1) 装備品

- ・個人線量計
- ・全面マスク、電動ファン付きマスク又は自給式呼吸器
- ・防火服

4. 大規模損壊対応時の留意事項

- ・作業者は、個人線量計を着用するとともに、適時、線量を確認し、自身の被ばく状況を把握する。
- ・作業者は、被ばく管理のため、消火活動時の滞在場所、滞在時間及び被ばく線量等の情報を確認・記録する。
- ・予期せぬ放射線量の上昇が確認された場合は、その場を一時的に離れ、発電所対策本部（放管班長、夜間及び休日の場合は全体指揮者）又は発電課長（当直）の指示により対応する。